

事 務 連 絡
令和3年3月16日

各都道府県民生主管部(局)長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である
緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期限の延長及び
償還免除に関する取扱について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

一都三県の緊急事態宣言が延長される中、総合支援資金の再貸付を実施するなど、社会福祉協議会の皆様方のご尽力により、生活にお困りの多くの方々の生活が支えられているところです。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、非正規雇用の方など、生活が不安定な方々の暮らしへの影響が危惧され、こうした方々へしっかりと支援していくことが重要な課題となっております。

こうした中、政府においては、令和3年3月16日、新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」をとりまとめました(参考参照)。このとりまとめにおいては、生活困窮者、ひとり親世帯等、求職者・離職者への支援等の施策がパッケージとして盛り込まれており、緊急小口資金等の特例貸付については、①申請受付期間を令和3年3月末から同年6月末に延長すること、②総合支援資金の償還免除要件を明確化すること等が盛り込まれております。

その具体的な内容については、下記のとおりですので、内容について確認の上、周知や申請者への対応等をお願いします。なお、今般、お示しする償還免除の内容は、基本的な骨格としての取扱ですが、その他の詳細については、今回お示しする内容を含めた取扱通知の形式により、令和3年4月以降にお送りします。

なお、関係予算については別途予算措置を行う予定ですが、これらの実施にかかる事務費は、貸付原資から取り崩して使用することが可能であるので、都道府県におかれては、必要な額は確実に措置し、事務費に不足が生じないよう、対応をお願いします。

記

1 申請受付期間の延長

- 緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期間については、令和3年3月31日までとしているところ、
 - ・ 貸付動向について、令和3年1月以降、緊急小口資金及び総合支援資金ともに申請件数が増加傾向に転じており、累計約 170 万6千件(令和3年3月6日現在)という状況にあること
 - ・ 令和3年1月8日からの緊急事態宣言の期間が3月 21 日まで延長されており、依然として貸付需要が存在していることに鑑み、延長を行うこととする。
- 具体的な取扱いは、以下のとおり。
 - ① 緊急小口資金、総合支援資金(初回)、総合支援資金の再貸付について、申請受付期間を「令和3年3月末日」から「令和3年6月末日」まで延長する。
 - ② 総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末日までに総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了する
※令和3年4月以降に新規に特例貸付を申請した場合は、緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)合わせて最大 80 万円まで貸付を受けることができます。
- なお、令和3年4月以降の特例貸付の新規申請者に対しては、対象者の困窮状況が長期に及ぶ可能性がある場合には、本人の希望に応じ、緊急小口資金からではなく総合支援資金からの貸付とすることとする。(「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答」の改正により、取扱を明示。)

2 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除の具体的な取扱い

- 緊急小口資金等の特例貸付については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」とし、その詳細について、貸付を受けている方の実態等も踏まえながら、生活に困窮された方の生活にきめ細かな配慮を行うべく検討を進めてきたところ。
- 具体的には別紙のとおり取扱うこととしたので、別添のパンフレットを活用し、借受人や相談者等に対して、周知を行っていただきたい。

緊急小口資金等の特例貸付の償還免除の取扱い

1. 据置期間の取扱い

- 償還時における借受人の負担軽減を図る観点から、総合支援資金の再貸付については、据置期間について「1年以内」から「3年以内」へ延長する。

2. 償還免除の判定単位

- 償還免除の判定については、資金種類ごとに行うこととする。
- 具体的には、「①緊急小口資金」、「②総合支援資金(初回貸付分)」、「③総合支援資金(延長貸付分)」、「④総合支援資金の再貸付」とする。

3. 所得の判定方法

(1) 緊急小口資金

- ① 判定する時期は、償還初年度(令和4年度)とする。
- ② 償還前年度(令和3年度)又は償還初年度(令和4年度)のいずれかが住民税非課税の場合には、一括して2年分の償還計画額を免除する。

(2) 総合支援資金

- ① 初回貸付・延長貸付・再貸付の3つの単位に分け、各単位当たりの償還免除上限額(単身世帯の場合は45万円、2人以上の世帯の場合は60万円)を設定。
- ② 判定は、それぞれの単位において、以下の場合に、各々一括して償還免除上限額の範囲内を免除する。

ア 初回貸付分(償還初年度):償還前年度(令和3年度)又は償還初年度(令和4年度)のいずれかが住民税非課税である場合

イ 延長貸付分(償還2年度):償還2年度(令和5年度)が住民税非課税である場合

ウ 再貸付(償還3年度):償還3年度(令和6年度)が住民税非課税である場合

- ③ なお、延長貸付分と再貸付分については免除した翌年度以降も、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業等による継続的な支援を受けるようフォローアップを受けることができるよう、自立相談支援機関等に関する情報提供を行う。これに加え、地域の貸付件数や自立相談支援機関の業務状況を勘案し、可能な場合には、借受人の希望に応じ必要な支援を受けるよう促すとともに、支援を希望する関係機関との利用に向けた繋ぎを行うといった対応を行う。

4. 所得の確認対象

- 住民税非課税を確認する対象については、緊急小口資金並びに総合支援資金(初回・延長)及び総合支援資金(再貸付)とも借受人及び世帯主とする。

5. その他

(1) 残債の取扱い

償還判定年度においては償還免除の要件を満たさなかったが、判定年度の次年度以降に、住民税非課税となった場合には、申請に基づき、残債を一括して免除する。

なお、判定年度前の償還されるべき債権が適切に償還されていない場合は、当該償還未済額については残債の一括免除の対象から除外する。

(2) 住民税非課税による償還免除によらず償還困難となった場合の対応

借受人が、仮に償還困難な状態に陥った場合には、別途償還開始以降、社協会長による免除を行うことができる。